

新型コロナウイルス感染症関連の補助金に関するFAQ(医療機関向け)

(兵庫県健康福祉部感染症対策室感染症対策課)

令和3年6月1日

00.共通事項

No.	質問内容	回答
1	補助事業の対象期間はいつからいつまでですか。	令和3年4月1日～令和3年9月30日の期間内に着手し、納品、支払いが完了する事業が対象となります(国の予算措置が10月以降未定のため、9月末までとしています)。 なお、着手とは、契約書を締結する、又は発注することを指します。 ※ カード、手形による支払いの場合は、口座から引き落とされる日が支払いの完了となります。
2	補助金の交付はいつされますか。	事業が完了し(購入設備等への支払も完了しておく必要があります)、実績報告書、請求書を当課へ提出後、書類内容に問題がなければ、交付の手続きを開始します。手続き開始後、1か月以内に補助金を交付する予定です。
3	見積書の写しを添付とありますが、全ての設備・備品等の写しが必要ですか。	単価が100,000円未満のものについては、添付を省略できますが、交付申請金額の確認のため、品目や数量、単価等を示した積算内訳を提出してください。 また、ネットでの注文により、見積書の発行が難しい場合は、注文画面など価格が分かるものを添付してください。
4	設備を購入する際の条件はありますか。例えば、入札をしなければならないのでしょうか。	原則、入札又は見積もり合わせにより業者を決定してください。
5	設備整備について、リースの場合や工事費、光熱水費は補助対象となるのでしょうか。	リースの場合も補助対象となります。 設備を設置するに当たっての工事費については、対象経費の「備品購入費」に含まれるため、補助対象となります(設備設置工事費は対象となりますが、検査室拡充工事を行う場合の工事費は対象外となります)。 なお、ランニングコストである光熱水費は補助対象外です。
6	設備整備について、事業終了後、購入した設備を廃棄する経費は補助対象となるのでしょうか。	補助事業の目的を達成したもものとして廃棄することが適切な場合は、令和3年度9月末までの廃棄に係る経費は補助対象となります。
7	厚生労働大臣が認めた台数、人数分・・・とありますが、医療現場に必要な台数、人数分・・・を申請したらいいのでしょうか。	医療現場で最小限必要な台数、人数分・・・を申請してください。確保病床等に比して、過大な場合は対象外となります。
8	同じものを他の助成事業と重複申請できますか。 (国直接執行の補助や兵庫県健康福祉部の他の補助等との同時申請)	他の助成事業と重複申請はできません。

9	本補助金により取得した設備を新型コロナウイルス感染症患者以外(目的外使用)に使用することは可能ですか。	新型コロナウイルス感染症患者以外での使用は認められません。新型コロナウイルス感染症以外の患者の使用を前提とする場合(新型コロナウイルス感染症が終息した場合での使用を含む)は、自己資金での対応をご検討ください。 なお、取得後、補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄する場合は、県(厚生労働大臣)の承認が必要となります。
10	補助金で整備した設備について、新型コロナウイルス感染症の終息後、廃棄する場合、財産処分の手続きが必要ですか。	新型コロナウイルス感染症対策として緊急的・一時的に整備が必要であり、元々、新型コロナウイルス感染症の終息後に廃棄することが予定されている場合は、補助事業の目的に反しているわけではないので、県(厚生労働大臣)の承認を受けずに廃棄することが可能です。 なお、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付していただくこととなります。
11	今回の補助金は、国の会計検査の対象となりますか。また、書類の保存などで留意すべき事項はありますか。	国費を活用した事業となるため、当該事業で購入した設備等は国の会計検査の対象となります。当該補助金で購入した設備については、他の目的で使用することがないよう留意いただくとともに、契約書、請求書等の証拠書類は5年間は他と区別して保管してください。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、5年間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管することになりますので、ご注意ください。 また、会計検査を受検される際は、現地調査や証拠書類の検査等が行われますので、その際にご協力をお願いします。 なお、証拠書類等を紛失した場合や事前の承認なく処分・譲渡等した場合などには、国から補助金返還を命じられるケースもあるので十分注意してください。

06. 外来医療体制整備事業

No.	質問内容	回答
1	補助の対象となる者	次の(1)～(3)の感染症外来を設置する機関が補助の対象となります。 (1)発熱等診療・検査医療機関に県が指定した医療機関 (2)帰国者・接触者外来として県に登録した機関 (3)保健所設置市又は帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として県若しくは保健所設置市と契約を結んだ医療機関(自院で検体採取をするものに限る)
2	令和2年度に帰国者・接触者外来等設備整備事業(帰国者・接触者外来設備整備)、帰国者・接触者外来等設備整備事業(臨時外来設置)又は発熱等診療・検査医療機関設備整備事業による補助を受けている場合においても、補助金を申請することは可能ですか。	令和2年度に整備してもなお令和3年度にも整備が必要である場合には、申請は可能です。ただし、その必要性が分かる資料の添付をお願いします。

3	補助の対象となる経費	<p>発熱等診療・検査医療機関等の設備整備に必要な次の(1)～(5)に係る経費が対象となります。</p> <p>(1) HEPAフィルター付空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る) (2) HEPAフィルター付パーティション (3) 個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド) (4) 簡易ベッド (5) 簡易診療室及び付帯する備品</p> <p>※ 付帯する備品のみ購入は補助対象となりません。</p>
4	補助額	<p>基準額(下記(1)～(5))と対象経費の実支出額を比較して少ない方の金額が補助額となります(寄附金その他の収入額がない場合)。</p> <p>(1) HEPAフィルター付空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る) 1施設当たり 905,000円 (2) HEPAフィルター付パーティション 205,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数 (3) 個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド) 3,600円×厚生労働大臣が必要と認めた人数分 (4) 簡易ベッド 51,400円×厚生労働大臣が必要と認めた台数 (5) 簡易診療室(テントやプレハブなど簡易な構造を持ち緊急かつ一時的に設置するもの)及び付帯する備品 実費相当額</p>
5	個人防護具を申請する場合において、留意すべき事項はありますか。	<p>個人防護具は感染症外来のほか、通常の外来診療や入院患者への対応においても使用することが想定されます。今回の補助金では感染症外来で使用するもののみが対象となるため、感染症外来で使用した数量と他で使用した数量を整理していただく必要があります。</p> <p>なお、国費を活用した事業となるため、当該事業で購入した個人防護具は国の会計検査の対象となりますので、請求書、領収書等の証拠書類は5年間は他と区別して保管してください。</p> <p>また、補助対象となる数量の確認をすることがありますので、G-MISに感染症外来の受診者数の入力を行うようご注意ください。</p>
6	個人防護具購入の補助対象となる人数はどのように算出すればよいのでしょうか。	<p>新型コロナウイルス陽性または疑い患者1人につき、上限3,600円/日の補助となります。ただし、複数の医療従事者が1人の新型コロナウイルス陽性患者の対応にあたる場合は、医療従事者の数まで補助対象となります。</p> <p>例1: 患者1人、対応にあたった医療従事者が3人の場合 ⇒1(人)×3(人)=3(人)が補助の対象となります。</p> <p>例2: 患者2人、対応に当たった医療従事者が3人の場合(患者ごとに取り替える場合) ⇒2(人)×3(人)=6(人)が補助の対象となります。</p>
7	簡易診療室とはどのようなものですか。	<p>簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、発熱等診療・検査医療機関等として感染症外来を行うために、緊急的、一時的に設置していただく診療室のことです。</p>

8	簡易診療室を設置する際の工事費は補助の対象となりますか。	簡易診療室を設置する際の設置工事費(プレハブの設置工事や通電のための工事など)については補助の対象となります。 ただし、感染症外来の診察室を設置するために、施設の改修・増設をした場合の工事費(例:建物や部屋の拡張工事など建物の構造に係る工事を伴うなど)については、対象外となります。
9	簡易診療室及び付帯する備品について、どのようなものが対象となりますか。 また、令和2年度に設置した簡易診療室に付帯する備品について、令和3年度に申請することはできますか。	付帯する備品とは、簡易診療室を設置し、発熱等診療・検査医療機関等として感染症外来を行うに際して、診療室機能として必要不可欠なもの(診療室に一般的に最低限備え付けられているもの)になります。(例:机、椅子、非接触体温計など) 本事業は、国費を活用した事業となるため、当該事業で購入した設備等は国の会計検査の対象となります。その際に、診療規模等に応じて過大な備品設置である、又は感染症外来を行う以外で使用していると判断された場合には補助金の全額返還となる可能性がありますのでご注意ください。 なお、簡易診療室の設置を伴わない、付帯する備品のみでの申請は不可であり、また、令和2年度に設置した簡易診療室に付帯する備品の購入について令和3年度に申請することもできませんのでご注意ください。
10	簡易診療室としてプレハブを設置する場合、病室機能として必要なエアコンや医療機器等も補助対象になるのでしょうか。	新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行うために必要であって、簡易診療室と一体的に整備するものについては、付帯する備品として補助対象となります。
11	導入する設備について、形式及び規格に基準はありますか。	外来診療に必要なもので、補助の対象となる経費として上記に記載されているものであれば、特にありません。
12	発熱等診療・検査医療機関の指定を辞退した場合、補助金を返還する必要はありますか。	補助金を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。
13	補助対象の設備等の支払いに当たり、留意すべき事項はありますか。	ポイントやクーポンを利用する場合は、ポイントやクーポン利用後の金額により補助金額を算定することとなりますので、ご注意ください。
14	業者への支払いを1ヶ月分まとめて行っていますが、実績報告書に添付する領収書は補助金の対象分のみで発行してもらう必要がありますか。	必ずしもその必要はありませんが、購入した設備等の品目、数量及び金額を確認できるようにしていただく必要があります(例:但し書きへの記載、品目等が確認できる書類の添付)。